

意見提出手続

令和 5 年 9 月 1 日

市民の皆様へ

旭川市水道事業管理者
佐藤 幸輝

「水道料金・下水道使用料の減免制度見直し案」に対する意見等の募集について

旭川市水道局では生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、満 70 歳以上のひとり暮らし世帯、障害者のみの世帯、社会福祉施設、公衆浴場を対象とした水道料金・下水道使用料の減免制度を設けております。

この減免制度は、市からの繰入金（税金など）によって運用されていますが、公営企業の基本原則である独立採算制や受益と負担の公平性、市の財政状況を踏まえ、制度としての在り方の見直しを検討しており、このたび、特別児童扶養手当受給世帯及び障害者のみの世帯に対する減免制度につきまして、施策の転換を視野に入れた減免制度見直し案を作成しました。

つきましては、これに対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和 5 年 9 月 1 日（金）～ 令和 5 年 10 月 2 日（月）

2 意見募集のテーマ

「水道料金・下水道使用料の減免制度見直し案」に対する意見、提言など

3 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8541

旭川市上常盤町1丁目 水道局庁舎2階

旭川市 上下水道部 料金課 料金管理係

電話：（0166）24-3125 FAX：（0166）24-7483

電子メール：ryokin@city.asahikawa.lg.jp

4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は原則として日本語のみとします。）

- (1) 郵送又は持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函することもできます（各支所は出張所、各公民館は分館を除く。）。
 - * 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス留めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～「水道料金・下水道使用料の減免制度見直し案」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表します。公表に関する書類は、料金課（水道局庁舎2階）、石狩川浄水場、忠別川浄水場、下水処理センター、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページ（<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）でもお知らせします。

お寄せいただいた御意見は、公表します（氏名・住所等の個人情報を除く。）。

水道料金・下水道使用料の 減免制度見直し案

特別児童扶養手当受給世帯
障害者のみの世帯について

【目次】

1	はじめに	・・・ P 1
2	減免制度の概要	
	(1) 減免制度のしくみ	・・・ P 1
	(2) 各区分の減免開始年度・理由	・・・ P 2
3	他都市の状況	・・・ P 2
4	減免制度見直しの背景	・・・ P 3
5	減免制度見直しに向けた取組	・・・ P 4
6	減免制度見直し案	・・・ P 5
7	減免制度廃止による対象者への影響額	・・・ P 6

令和5年9月 旭川市 水道局

1 はじめに

旭川市水道局では次の世帯等に対し、福祉施策の一環として、水道料金・下水道使用料の減免制度を設けております。

- ・生活保護世帯
- ・児童扶養手当受給世帯
- ・特別児童扶養手当受給世帯
- ・独居高齢者（満70歳以上）世帯
- ・障害者のみの世帯
- ・社会福祉施設
- ・公衆浴場

この減免制度につきまして、水道局は独立採算事業者であること、受益と負担の公平性（使用者負担の公平性）や市の財政状況を踏まえながら、福祉施策としての在り方を関係各部と検討しているところです。

また、令和3年度には各世帯等の減免制度見直しの考え方について、意見提出手続や市民説明会を実施し、様々な御意見をいただいたところです。その中で、当時継続検討することとしていた「特別児童扶養手当受給世帯」「障害者のみの世帯」につきまして、一定の方向性の整理を進めていることから、これらの世帯の減免制度の見直し案に係る意見提出手続を実施しますので、御意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

2 減免制度の概要

(1) 減免制度のしくみ

減免制度は福祉施策であることから、減免制度により水道料金・下水道使用料を減額した分は、旭川市（一般会計）からの繰入金（税金など）で補てんしています。

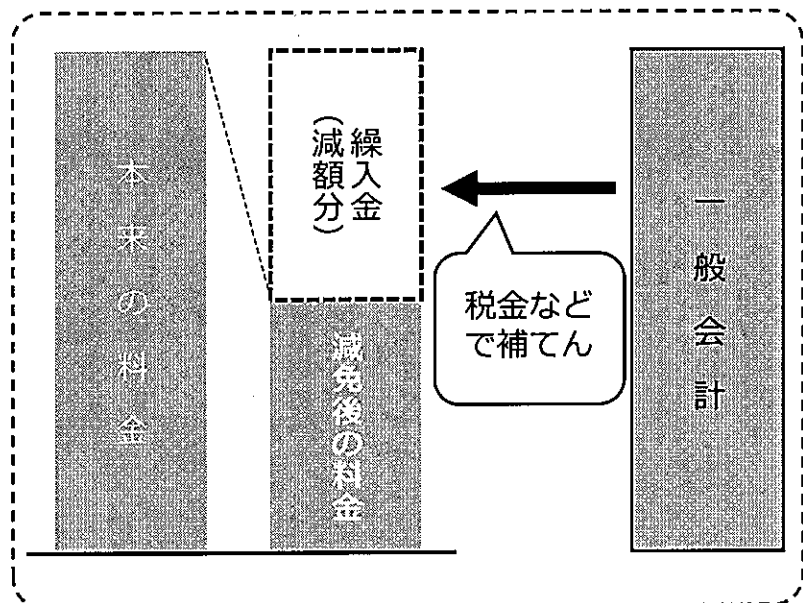
一方、水道・下水道事業（公営企業）は、原則、必要な経費を料金収入で賄い運営しなければならぬとされています。

このことを、「独立採算制の原則」といいます。



この原則を踏まえると、水道料金・下水道使用料の減免制度は例外的な状況となっています。

《減免制度のイメージ》



(2) 各区分の減免開始年度・理由

対象区分	開始時期		開始理由	減免内容
	水道料金	下水道使用料		
公衆浴場	昭和40年7月 (1965年)	昭和52年4月 (1977年)	<ul style="list-style-type: none"> ●水道・下水道の拡張整備による普及時期における大幅な料金改定に対する緩和措置のため ●物価統制令により入浴料金に上限額があるため 	使用水量に応じて異なります。
生活保護世帯 児童扶養手当 受給世帯 特別児童扶養手当 受給世帯	昭和44年4月 (1969年)	昭和52年4月 (1977年)	<ul style="list-style-type: none"> ●水道・下水道の拡張整備による普及時期における大幅な料金改定に対する緩和措置のため 	料金の約5割を減額
社会福祉施設				使用水量に応じて異なります。
独居高齢者世帯	平成5年4月 (1993年)	平成5年4月 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> ●1か月で8㎡(基本水量)まで使用しない使用者が多いため ※平成4年(1992年)4月の上下水道料金改定において、「高齢化社会の進展に伴う単身世帯の増加傾向に配慮し、独居老人世帯に対し、減免措置を講ずるべきである」と議会の附帯意見あり 	基本料金の約4割を減額
障害者のみの世帯	平成20年10月 (2008年)	平成20年10月 (2008年)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者への自立支援を目的とした社会福祉的配慮 	料金の約5割を減額 【対象者】 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳 1・2級 療育手帳A判定を受けている者のみで生活している世帯

3 他都市の状況 (令和4年8月時点)

道内主要10市

減免区分	水道料金	下水道使用料
生活保護	小樽市	小樽市 北見市
児童扶養手当 (※)	小樽市	小樽市 北見市
特別児童 扶養手当(※)	-	-
高齢者	小樽市	小樽市 北見市
障害者	小樽市	小樽市 北見市
社会福祉施設	-	函館市

中核市62市

減免区分	水道料金	下水道使用料
生活保護	3市	13市
児童扶養手当	2市	3市
特別児童 扶養手当	1市	2市
高齢者	2市	3市
障害者	3市	4市
社会福祉施設	1市	3市

(※) 小樽市や北見市では「ひとり親世帯」として減免を実施しています。

※旭川市以外で減免を実施している都市名や都市数を記載しています。

※都市によって、対象者や減免内容は異なります。

※時限的な減免を実施している市、都や県営による減免措置の対象の市は含めていません。

4 減免制度見直しの背景

行政評価（平成27年（2015年）度）

- 1 行政評価とは
効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、市が実施する事務事業や行政改革の状況の評価するための取組であり、所管部局のほか、公募市民や学識経験者による外部意見を加えて評価します。
- 2 評価の内容（一部抜粋）
「料金体系見直し…の中で減免制度が真に必要なかどうかを検討する」こと
「減免制度の見直しをすることとなった場合には、その見直しによる代替施策案について関係部局と十分な協議・調整をすること」

旭川市行財政改革推進プログラム2020（令和2年度～令和5年度）

- 1 行財政改革推進プログラムとは
厳しい財政状況を克服し、地方分権時代にふさわしい自立した行財政運営を推進するため、行財政改革の取組の内容や年次等を明らかにしたものです。
- 2 プログラムの内容
令和5年度予算編成までに、計画期間内の収支不足額の解消を目指すための取組のひとつとして、「特別会計繰出金の抑制」が掲げられています。

その他、減免制度の課題

- 水道局との契約者のみが減免の対象となること
→集合メーターのアパートなどに入居している世帯（大家や管理会社などと契約し上下水道料金相当を支払っている方）は、減免を受けられる要件を満たしていても減免を受けられません。
- 対象の範囲
（例）障害者のみの世帯
→障害者「のみの」世帯としているため、障害をお持ちではない親などと同居している方は減免の対象外となっています。



対象者に対する公平性や真に必要なとする方への支援手法として課題があります。

減免制度見直しの目的

上記の課題などに対し、福祉施策の一環であることを踏まえた上で、独立採算制や利用者負担の公平性の観点から、制度の在り方を見直す必要があることから、改めて整理を行おうとするものです。



減免制度の見直しを行い、福祉関係部局で所管する事業に施策を転換した場合、現在の減免制度よりも多くの対象者が支援を受けることができ（公平性の確保）、福祉施策の一元化も図ることができます。

5 減免制度見直しに向けた取組

行政評価や行財政改革推進プログラムなどを受け、関係部局との協議を行ってきました。これまでの検討経過は次のとおりです。

年度	実施内容	結果など
令和2年度 (2020年)	減免制度の在り方検討会議 (計3回)	庁内関係各部と減免制度についての意見交換や考え方について整理
	上下水道事業審議会	水道料金及び下水道使用料の見直しについて諮問
	アンケート調査 対象者 市民 3,000人 回答 1,050人 ※住民基本台帳から地域、性別、年齢を考慮し無作為に抽出	減免制度について 「今のままでよい」36.6% 「検討の上、必要な区分のみ継続すべき」34.9% 「全体的に拡充すべき」11.2% 「全て廃止または縮小すべき」4.3%
令和3年度 (2021年)	減免制度の在り方検討会議 (計7回)	各減免対象世帯等の方向性の整理 意見提出手続などの結果を受け見直し案の整理
	意見提出手続 (パブリックコメント)	意見提出件数 146件 賛成：4件、反対：105件 コロナ禍への配慮：20件、その他：28件
	市民説明会	市内16か所で開催 参加人数 延べ128人
	上下水道事業審議会	令和2年度を含め計6回審議 令和3年10月13日 答申
	市長説明	料金改定と時期をずらすなど、負担軽減策を検討するよう指示あり
令和4年度 (2022年)	減免制度の在り方検討会議 (計2回)	継続検討となっている減免対象世帯に対する方向性の意見交換、整理
	令和4年7月 料金改定	減免対象世帯も料金改定分は値上げに
	令和4年第4回定例会 市長答弁(要旨)	市の厳しい財政状況や受益と負担の公平性などから必要な見直しであると認識する一方、物価高騰に直面していることから、減免制度の廃止時期については、より慎重に判断する。

令和3年度に実施した意見提出手続や市民説明会における市民意見

1 意見提出手続(パブリックコメント)

実施期間：令和3年6月25日～令和3年7月30日

(主な意見)

- ・使った者が平等に費用を負担すべきであり、市税繰入を財源とした減免制度は廃止すべきではないか。
- ・減免制度がなくなると、生活が大変になると思うので、そのままにしてほしい。
- ・減免制度は福祉施策として行なってきたはず。福祉を切捨てるのか。
- ・コロナで大変な時に見直す必要があるのか。
- ・子どものいる世帯を少しでも減額してほしい。
- ・身体障害者のいる在宅介護世帯には減免制度がなく、改正してほしい。
- ・独居高齢者世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみの世帯を年収で減免してはどうか。

2 市民説明会

令和3年6月28日から7月16日までの期間に市内公民館など計16か所で開催

(主な意見)

- ・公平性が一番大事。あくまでも使用した分は徴収すべき。
- ・生活保護の減免は廃止すべき。
- ・年金生活者の料金増額は厳しい。廃止を見直してほしい。
- ・軽度の障害者も減免対象としてほしい。

6 減免制度見直し案

減免区分	令和3年度時点 (前回意見提出手続)	現時点での案	考え方
特別児童扶養 手当受給世帯 障害者のみの 世帯 →今回の対象です	検討継続	廃止 (令和6年9月から)	●減免制度廃止に併せ、福祉タクシー利用料金等助成事業(福祉保険部障害福祉課)における対象者拡充や助成額の見直しを検討中
生活保護世帯	廃止 (令和4年度から) ↓ 料金改定と同時期であることから延期	廃止 (令和6年4月から) ただし、激変緩和措置を実施 令和6・7年度：減免率縮小 令和8年度～：通常料金	●保護費に光熱水費が含まれるため
独居高齢者世帯		廃止 (令和6年4月から) ただし、激変緩和措置を実施 令和6年度：減免率縮小 令和7年度～：通常料金	●料金改定と同時に、料金のしくみを見直した(基本水量制を廃止)ことにより、減免の導入理由が解消されたため。
児童扶養手当 受給世帯	検討継続	検討中	
社会福祉施設	減免制度継続 (制度内容は検証)	検討中	
公衆浴場	減免制度継続	維持	●物価統制令により入浴料金に上限額があることから浴場経営維持のため制度維持

関係部局と協議を重ねてきた結果、特別児童扶養手当受給世帯と障害者のみの世帯に対する減免制度については、その代替施策として、福祉タクシー利用料金等助成事業における対象者の拡充や助成額の見直しが検討されているところであり、これをもって、両世帯に対する減免制度は廃止とする考えとしています。

(参考) 福祉タクシー利用料金等助成事業について

福祉タクシー利用料金等助成事業とは、外出に支障のある重度の障害者や障害児に対して、タクシーの乗車や自動車燃料の給油に利用できる共通券を交付し、助成することにより、障害者や障害児の外出の機会を確保し、生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的としています。

※当該事業に係る意見提出手続「福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し案」も同時期に行われておりますので、詳細はそちらを御覧ください。
(担当：福祉保険部障害福祉課障害福祉係 TEL:25-9855)

7 減免制度廃止による対象者への影響額

特別児童扶養手当受給世帯

使用水量 (2か月)	現行 (減免後の料金)			見直し後 (一般料金)			影響額
	水道料金	下水道 使用料	計	水道料金	下水道 使用料	計	
34m ³ (最頻値)	2,959円	2,763円	5,722円	5,900円	5,522円	11,422円	+5,700円
45m ³ (平均値)	3,963円	3,707円	7,670円	7,909円	7,409円	15,318円	+7,648円

障害者のみの世帯

使用水量 (2か月)	現行 (減免後の料金)			見直し後 (一般料金)			影響額
	水道料金	下水道 使用料	計	水道料金	下水道 使用料	計	
10m ³ (最頻値)	1,177円	1,185円	2,362円	2,343円	2,367円	4,710円	+2,348円
17m ³ (平均値)	1,406円	1,304円	2,710円	2,796円	2,604円	5,400円	+2,690円

※両世帯ともにモデルとしてお示ししていますので、個々の世帯の使用実態で水量や金額は異なります。

※金額はいずれも税込みです。

※最頻値とは、データ（令和4年度使用実績）の中で最も頻りに現れる数値のことです。

※平均値は、令和4年度使用実績における各世帯の平均です。

《最頻値のイメージ》

(例)	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	Gさん	Hさん	Iさん
使用水量	27m ³	34m ³	50m ³	34m ³	34m ³	78m ³	50m ³	63m ³	34m ³



使用水量	現れた回数
27m ³	1回
34m³	4回
50m ³	2回
63m ³	1回
78m ³	1回

→ 34m³がこの例の場合の最頻値です。

【注意事項】

- ※ 匿名の意見，本施策と無関係な意見，賛否のみの意見は，回答・公表・計上の対象とはいたしません。
- ※ 個別に要望等がある場合は，意見提出手続とは別に担当課又は広報広聴課にお寄せください。

【意見提出者の区分】

1 から 5 までのうち，該当するもの一つを丸で囲み，（ ）内に必要事項を記入してください。

- 1 市内に住所がある方
- 2 市内に事務所・事業所がある個人・法人・その他の団体
事務所・事業所の名称
所在地
- 3 市内にある事務所・事業所に勤務している方
勤務先の名称
所在地
- 4 市内にある学校に在学している方
学校の名称
所在地
- 5 意見提出手続に関する事案に利害関係がある方
(利害関係の内容)

個別回答の要否

要 不要

※個別の回答を希望する方は，「要」にチェックを記入してください。

* 意見記入欄として別紙を添付することができます。

※ 備考 この様式により難しい場合は，この様式に準ずる別の様式を用いることができます。